ロ　廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。
ハ　廃棄物埋設施設の巡視（廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
ニ　廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。
ホ　廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
ヘ　廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
チ　廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。
四　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
五　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
六　廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置）

第十七条の二　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。
一　設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。
イ　廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。
ロ　消防吏員への通報に関すること。
ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。
二　設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。
三　設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を加える。］